

京都市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年11月29日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第50号

京都市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

京都市都市計画法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可（以下「開発許可」という。）

を受けようとする者は、法第30条第1項に規定する申請書に、同条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書
- (2) 前号の土地又はその土地にある建物に係る登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）
- (3) 第1号の土地に係る求積図
- (4) 法第4条第13項に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）及びその周辺の土地の公図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。）の写し
- (5) 規則第15条の規定により資金計画を提出すべき場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 資金計画に自己資金又は借入金がある場合は、その事実を証する書類
 - イ 開発許可申請者の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書
- (6) その他市長が必要と認める図書

第4条を削る。

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(開発行為に関する協議の手続等)

第3条 法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に関する協議申出書に、次に掲げる書面及び図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第30条第2項に規定する書面及び図書
- (2) 規則第16条第3項に定める事項を記載した設計説明書及び同条第4項に定めるところにより作成された設計図
- (3) 前条第1号から第4号までに掲げる図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

第5条第1項中「第3条」を「前条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(開発行為の変更に関する協議の手続等)

第5条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定による協議をしようとする者は、開発行為の変更に関する協議申出書に、変更概要書、第3条第1号に掲げる書面及び図書のうち法第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)の変更に伴い変更されるもの並びに同条第2号から第4号までに掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

第6条中「受けた者(」の右に「法第34条の2第1項の規定による市長との協議が成立した者を含む。」を加える。

第9条中「京都市公告式条例」を「京都市条例の公布等に関する条例」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「同号の規定による承認を行わない」を「当該承認を行わない」に改め、同項第1号中「教育施設」を「社会福祉施設」に、「交通施設、購買施設」を「学校教育法第1条に規定する学校」に、

「公益的施設」を「公益上必要な施設」に改め、同項第2号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第34条の2第1項の規定による協議が成立した開発行為において予定される建築物を建築する場合

第10条第3項中「または」を「又は」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、開発許可の申請の際に規則第15条の規定により資金計画を提出すべき開発行為に係る開発許可を承継しようとする場合にあっては、第2条第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

第37条第1項の表開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書の項中「第2条第1項関係」を「第2条及び第3条関係」に改め、同表開発許可申請者の資力及び信用・工事施行者の能力に関する申告書の項中「第2条第2項関係」を「第2条及び第18条第2項関係」に改め、同項の次に次の1項を加える。

開発行為に関する協議申出書	第3条関係	第5号様式の2
---------------	-------	---------

第37条第1項の表開発行為変更許可申請書の項中「第5号様式の2」を「第5号様式の3」に改め、同表変更概要書の項中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表開発行為の変更届の項の次に次の1項を加える。

開発行為の変更に関する協議申出書	第5条の2関係	第7号様式の2
------------------	---------	---------

第2号様式注以外の部分中「第29条 第1項 第2項」を「第29条 第1項 第2項 第34条の2第1項」

に改める。

第5号様式注以外の部分中「前年度納税額」を「納税額」に改め、同様式注3を同注4とし、同注2の次に次のように加える。

3 納税額の欄には、この申告の際に提出することができる最も新しい納税証明書に記載されている納税額を記入してください。

第5号様式の2を第5号様式の3とし、第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2

開発行為に関する協議申出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申出者の所在地	申出者の名称
	電話 ー

都市計画法第34条の2第1項の規定による協議を申し出ます。		
開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	区 域 の 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
	予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	工事施行者の氏名及び住所（法人 にあつては、その名称及び主たる 事務所の所在地）	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	自己の業務の用に供するもの又は はその他のものの別	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協 議 成 立 に 付 し た 条 件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	

- 注1 該当する□にはレ印を記入してください。
 2 工事施行者が未定のときは、決定後、工事着手日等届出書により届け出てください。
 3 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入してください。
 4 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可又は認可を要する場合においてのみ、その手続の状況を記入してください。
 5 ※の欄は、記入しないでください。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2

開発行為の変更に関する協議申出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申出者の所在地	申出者の名称
	電話 -

都市計画法第35条の2第4項の規定により準用する同法第34条の2第1項の規定により開発行為の変更に関する協議を申し出ます。

		変 更 前	変 更 後
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	区 域 の 区 分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
	予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	工事施行者の氏名及び住所（法人 にあつては、その名称及び主たる 事務所の所在地）		
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	自己の業務の用に供するもの又は はその他のものの別		
	法第34条の該当号及び該当する 理由		
	そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号	
※ 変 更 協 議 に 付 し た 条 件			
※ 変 更 協 議 成 立 番 号	年 月 日	第 号	

注1 該当する□にはレ印を記入してください。

2 法第34条の該当号及び該当する理由の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入してください。

3 その他必要な事項の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可又は認可を要する場合においてのみ、その手続の状況を記入してください。

4 ※の欄は、記入しないでください。

第10号様式（表面）注以外の部分中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、同様式（裏面）1中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市都市計画法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る開発行為について適用し、同日前の申請に係る開発行為については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができ。

（都市計画局都市景観部開発指導課）